

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

令和 7 年 3 月 1 日以降適用の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価における、予定価格算出時及び契約時、ならびに契約締結後の取扱いについて下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

1 建設工事における取扱い

(1) 予定価格算出時及び契約時の取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降公告または指名通知する工事（余裕期間制度を活用した工事を含む）の予定価格は、旧労務単価（令和 7 年 2 月に使用している単価）により算出し、当初契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後の取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降契約を締結する工事（令和 7 年 2 月 28 日以前に公告または指名通知する工事を含む）のうち、予定価格の算出にあたって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出した請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価により算出した予定価格

k：当初契約の落札率

2 建設関連業務等における取扱い

(1) 予定価格算出時及び契約時の取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降公告または指名通知する建設関連業務等（維持管理業務及び発注者支援業務等を含む）の予定価格は、旧技術者単価及び旧労務単価（令和 7 年 2 月に使用している単価）により算出し、当初契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後の取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降契約を締結する建設関連業務等（令和 7 年 2 月 28 日以前に公告または指名通知する建設関連業務等を含む）のうち、予定価格の算出にあたって旧技術者単価及び旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出した業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P 新：新技术者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により算出した予定価格

k：当初契約の落札率

【担当】 県土整備部 整備企画課 技術管理グループ

TEL：017-734-9645

Mail：seibikikaku@pref.aomori.lg.jp